

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年6月22日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【最高財務責任者の役職氏名】	代表執行役専務 平田 政善
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表執行役社長綱川智及び最高財務責任者平田政善は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2016年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達する34事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

当社は、前事業年度の末日である2015年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断し、開示すべき重要な不備を是正すべく改善策を実行してまいりました。これらのうち全社的な内部統制の開示すべき重要な不備の改善策についての整備は完了し、概ね運用も実行されておりますが、運用期間の制約から運用状況を確認できない施策もあり、すべての改善策について必ずしも十分には運用状況が確認できていません。また、決算・財務報告プロセスに係る内部統制の開示すべき重要な不備の改善策については整備が概ね完了し運用を開始したものの、2016年3月期の財務諸表監査の過程におきまして、下記Ⅱに記載した、財務報告に係る多数の修正事項が発見されました。

よって、下記Ⅱに記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、2016年3月31日現在において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

I. 既に実施した内部管理体制の改善策

当社は、2015年9月7日に、2010年3月期以降の決算を訂正し、2010年3月期から2014年3月期までの有価証券報告書、及び2011年3月期第1四半期から2015年3月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。訂正報告書提出に至った原因としては、厳しい経営環境の中、歴代社長の当期利益至上主義に基づく目標必達のプレッシャー、歴代社長及び執行役における適切な会計処理に向けての意識の欠如などの要因が相俟って、コーポレート及び各カンパニー財務部における内部

統制並びに単体決算や連結決算に関する内部統制が無効化され、歴代社長及び執行役への監督機能も適切に働きませんでした。

その後、東京証券取引所から当社が内部管理体制等において深刻な問題を抱えており、当該内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるとして、2015年9月15日をもって当社株式が特設注意市場銘柄に指定されました。また、名古屋証券取引所からも同様に当社株式が特設注意市場銘柄に指定されております。

当社は、上場廃止に準じる措置である特設注意市場銘柄指定という重大な処分を真摯に受け止め、内部統制に関する不備を是正するため、以下の内部管理体制の改善策を実行してまいりました。

1. 経営トップらに対する監督強化

- (1) 取締役会の構成
 - ①過半数を社外取締役で構成
 - ②監督機能強化（エグゼクティブセッションの設置他）
- (2) 指名委員会の構成機能強化
 - ①社外取締役のみで構成
 - ②執行役社長の選定基準等明確化他
- (3) 監査委員会の構成・監督機能強化
 - ①社外取締役のみで構成
 - ②内部監査部の直轄化
 - ③監督側内部通報窓口の設置他

2. 内部統制機能の強化

- (1) 予算統制見直し
 - ①事業収益性・成長性に基づいた予算策定方針の明確化
 - ②キャッシュ・フロー重視・実現可能性を踏まえた予算策定プロセス、業績評価
- (2) 最高財務責任者・財務・経理部門による牽制機能強化
 - ①指名委員会に最高財務責任者選解任の同意権付与
 - ②コーポレート財務部における財務会計・管理会計分離
 - ③カンパニー経理部の組織改革（コーポレート財務部の直轄組織化）
- (3) 業務プロセス改革
 - ①工事進行基準に係る会計処理他
- (4) 内部統制報告書制度対応の整備
 - ①内部統制報告制度推進担当の増員・内部統制報告制度実施者への教育
- (5) 内部通報制度の強化
 - ①制度・匿名性の厳格な担保について周知徹底
- (6) 会計コンプライアンス委員会の設置
 - ①適切な財務報告に関する早期のリスク把握、対応策の指示・検討

3. マネジメント・現場の意識改革

- (1) マネジメントの意識改革
 - ①経営トップらのみを対象とした意識改革研修
- (2) 従業員の意識改革
 - ①会計コンプライアンスにかかる階層別・職能別教育

II. 2016年3月期の状況

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、前年度に識別した財務報告に係る重要な不備を是正するため、当事業年度末においては、上記Ⅰ.の改善策を整備し、運用も実施しているものの、一部の改善策についてはその運用期間を十分に確保できなかったことから改善策の運用状況を当事業年度末時点では確認できていません。

したがって、当事業年度末までに、「意図的な利益の嵩上げのための経営トップらによる目標必達のプレッシャー」、「上司の意向に逆らうことが出来ない企業風土」、「経営者における適切な会計処理に向けての意識の欠如」、「コーポレート及び各カンパニーにおける内部統制の無効化」、「会計処理

基準が適切に運用されなかった」という全社的な内部統制の不備については、上記の様々な改善施策を通じて改善が進んでいるものの、以下の観点からは必ずしも是正の定着が確認できませんでした。

全社的な内部統制の不備については、予算策定プロセスをキャッシュ・フローを重視した中期的目線による実行可能性を踏まえたプロセスとなるように変更し、達成可能性を考慮した2017年3月期予算を作成しました。しかしながら、2016年3月期においては、前期以前の過年度決算訂正の影響があったこと、また、財務報告数値の実績検証に重点を置いていたことから、実質的に予算が作成されないまま事業年度が終了したため、予算統制が行われる中でのコンプライアンス意識の発揮を始めとする運用状況については、確認を行えない状況にありました。また、決算・財務報告に関与する従業員の適切な財務報告に関する意識については、会計コンプライアンスについての実効性を高めるため、役職・業務内容に応じた階層別・職能別教育を実施し、2016年3月末時点では意識の改善は進んだものの、運用の定着を確認するための十分な期間が確保できませんでした。これらについては、2016年3月期決算に加えて、今後の四半期決算の状況を追加で確認する必要があると判断しました。

また、決算・財務報告プロセスに係る内部統制の開示すべき重要な不備の是正のための各種施策に取り組み、2016年3月期時点では、整備は概ね完了し運用も開始されていますが、2016年3月期の財務諸表監査の過程におきまして、財務報告に係る多数の修正事項が発見されたため、決算・財務報告プロセスの内部統制の整備及び運用に開示すべき重要な不備が存在するものと判断しました。事業年度末までに是正することができなかった理由は、当該不備が期末の監査の過程で識別されたことによります。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、適正に修正しております。

当社といたしましては、全社的な内部統制の開示すべき重要な不備の解消を確認するため、予算統制制度の運用状況及び決算・財務報告に関連する従業員の適切な財務報告に対する意識の定着並びに決算・財務報告プロセスに係る内部統制の開示すべき重要な不備の改善策の遂行に取り組み、今後の四半期決算の状況を追加で確認してまいります。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。